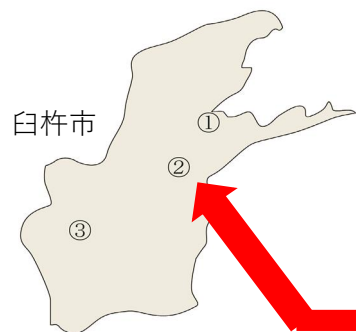


臼杵市特定居住促進計画(案)

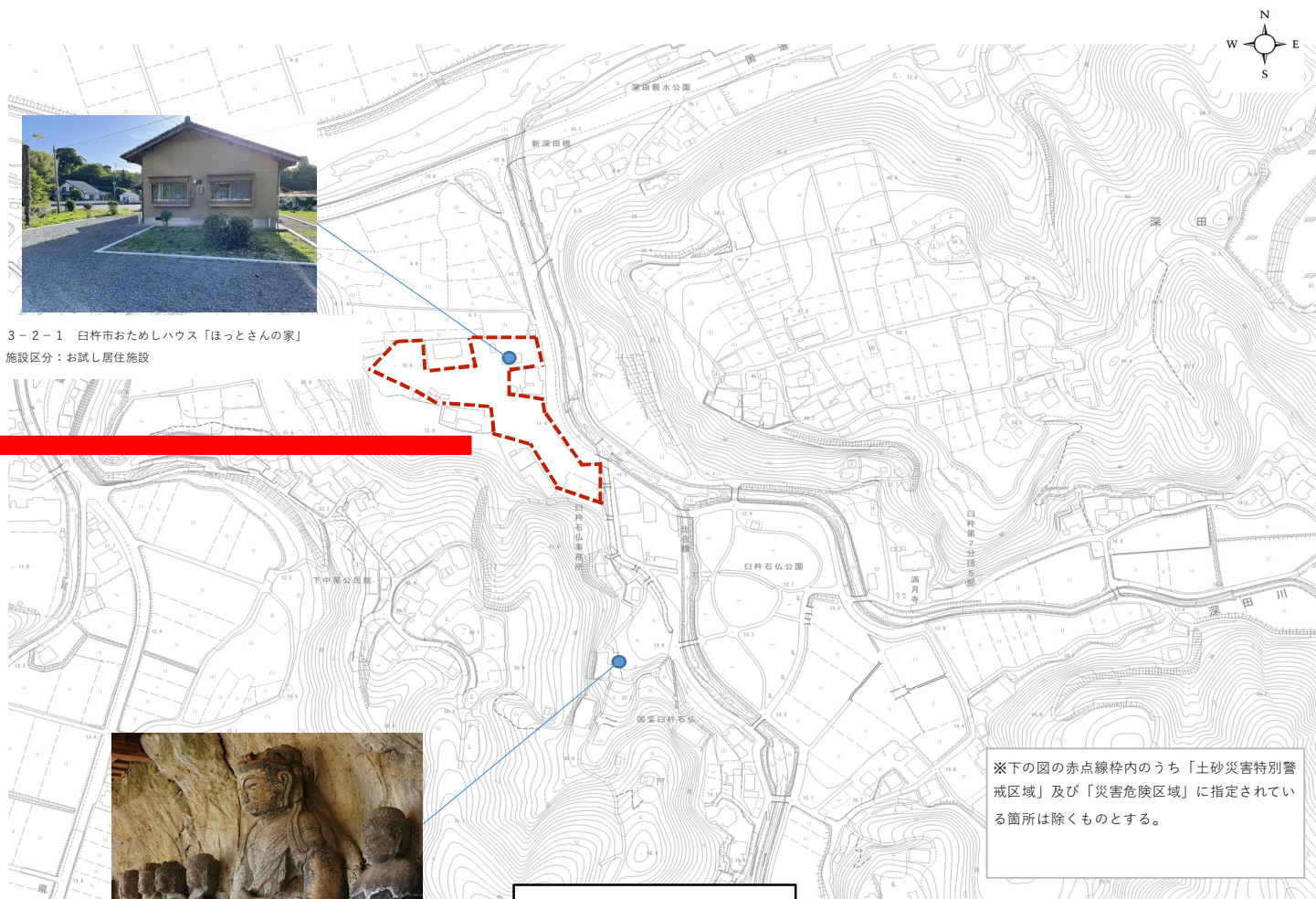
令和8年3月 日策定



1. 特定居住促進区域 2 深田地区(無指定地域)



3-2-1 白杵市おためしハウス「ほっとさんの家」
施設区分：お試し居住施設



深田地区の魅力



【白杵市の景観形成重点地区にも指定されており、国宝白杵石仏を有する地区】



国宝白杵石仏

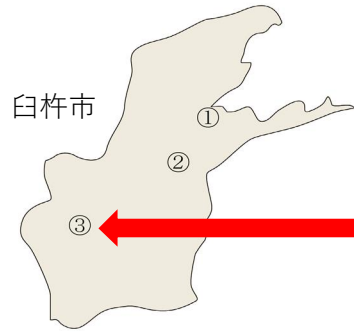
凡例

--- 促進区域

※下の図の赤点線枠内のうち「土砂災害特別警戒区域」及び「災害危険区域」に指定されている箇所は除くものとする。

地図：白杵市都市計画図

1. 特定居住促進区域 3 野津地域中心エリア(都市計画区域外)



4-3-1 白杵市野津市民交流センター「ゆるる」
施設区分：交流施設、コワーキングスペース



白杵市多世代交流施設「のつてらす」

4-3-3 野津中央公民館
施設区分：社会教育施設、コワーキングスペース

野津地域中心エリアの魅力



【田園風景が広がる農村で学校や病院、スーパーなど生活に必要な施設がまとまった地区】

4-3-2 野津若者定住促進住宅用地(仮)分譲地整備予定
施設区分：住宅用地

凡例

--- 促進区域

地図：森林基本図

※左図の赤点線枠内のうち「土砂災害特別警戒区域」及び「災害危険区域」に指定されている箇所は除くものとする。

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

No.	施設の区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1-1	交流施設、ワーケーションスペース	臼杵市観光交流プラザ	臼杵市大字臼杵	商業地域	整備済	臼杵市	平成26年3月完了
1-2	交流施設、ワーケーションスペース	サーラ・デ・うすき	臼杵市大字臼杵	商業地域	整備済	臼杵市	平成27年7月完了
1-3	休憩所、ワーケーションスペース	旧丸毛家住宅	臼杵市大字海添	第二種中高層住居専用地域	設備整備	臼杵市	令和9年度整備予定
2-1	お試し居住施設	臼杵市おためしハウス「ほつとさんの家」	臼杵市大字深田	無指定地域	整備済	臼杵市	令和5年6月完了

(2) 用途特例適用要件に関する事項(特定行政庁の同意: 年 月 日)

- ・ 用途(施設の種類)

- ・ エリア

- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

(3) 公的賃貸住宅等整備事業に関する事項

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

No	施設の用途・名称		所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1-1	休憩所、ワーケーションスペース	旧真光寺	臼杵市大字臼杵	第1種住居地域	整備済	臼杵市	令和3年3月完了
1-2	社会教育施設、ワーキングスペース	臼杵図書館	臼杵市大字臼杵	商業地域	整備済	臼杵市	平成27年7月完了
1-3	社会教育施設、ワーキングスペース	臼杵市中央公民館	臼杵市大字臼杵	商業地域	整備済	臼杵市	令和7年3月完了
3-1	交流施設、ワーキングスペース	臼杵市野津市民交流センター「ゆるる」	臼杵市野津町大字野津市	都市計画区域外	整備済	臼杵市	令和2年11月完了
3-2	住宅用宅地	野津若者定住促進住宅用地(仮)分譲地	臼杵市野津町大字吉田	都市計画区域外	整備中	臼杵市	令和7年度完了予定
3-3	社会教育施設、ワーキングスペース	野津中央公民館	臼杵市野津町大字野津市	都市計画区域外	整備済	臼杵市	令和7年3月完了

(2) 用途特例適用要件に関する事項(特定行政庁の同意: 年 月 日)

- ・ 用途(施設の種類)
- ・ エリア
- ・ 市街地環境の悪化を防止するための措置

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- 二地域居住者向け交流事業の促進及びSNSや広報誌等を利用した情報発信
- 空き家及び空き店舗の利活用推進のための支援制度の拡充
- 二地域居住者の受け入れを促進するため、シェアハウスや宿泊施設等の住環境整備及び支援制度創設
- 希望の二地域居住スタイルに合わせた、豊かな暮らしと就業環境の創出
- 移住希望者、二地域居住者をターゲットとした現地モニターツアーの実施
- 二地域居住滞在時の公共市民サービスを受けるための要件整備
- 子育て世帯向けのお試し暮らし体験プログラムの検討（例）保育園の一時預かり制度活用など
- 創業または事業承継、副業・複業等のニーズに沿ったなりわいの確保
- 地域による移住者や二地域居住者の受入体制の構築
- その他関係人口創出に関する事業

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

※都道府県が社会資本総合整備計画(広域的地域活性化基盤整備計画)により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称、計画の期間、交付対象、連携都道府県

7. その他

- (1)都道府県知事への意見聴取： 年 月 日
- (2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
- (3)都市計画との調和に関する事項